

国立民族学博物館文化資源運営会議規則

平成16年4月6日
規則第 15号

(設置)

第1条 国立民族学博物館の文化資源の形成、共同利用及び社会的運用に係る事項を審議するため、文化資源運営会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 文化資源の運営に関する事項
- (2) 文化資源プロジェクトの基本計画に関する事項
- (3) 文化資源プロジェクトの審査及び評価に関する事項
- (4) その他文化資源に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長が指名する研究部長又はセンター長
- (2) 情報管理施設長
- (3) 館長が指名する研究教育職員
- (4) 企画課長及び情報課長
- (5) その他館長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第3号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に定める任期の途中で、新たに委嘱する委員の任期の終期は、前条第3号及び第5号に掲げる委員と同一とする。

(議長)

第5条 会議に議長を置く。

- 2 議長は、第3条第1号に掲げる者のうち、館長が指名する者をもって充てる。
- 3 議長は、会議を招集する。

(副議長)

第6条 会議に副議長を置く。

- 2 副議長は、議長が指名する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第8条 会議に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、議長が指名する委員及び委員以外の職員をもって構成する。

3 専門部会の専門部会長は、議長が指名する。

4 専門部会の構成員が、当該議事に係る利害関係を有すると認められる場合は、当該議事に限り、当該構成員を専門部会の構成員より除く。なお、当該構成員を除くことにより、専門部会の構成員が2名以下となる場合は、当該構成員と同数の代理の構成員を会議の委員のうちから議長が指名する。

5 専門部会に関する事項については、別に定める。

(意見の聴取)

第9条 議長又は専門部会長が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、企画課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規則の施行後において、最初に委嘱する第3条第5号に掲げる委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成17年2月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年6月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年11月22日から施行し、令和4年11月1日から適用する。